

入札説明書に関する質問への回答書

案件名:2021-2022年度「緊急時に対応する迅速な医療機材調達(ロット1-5)」
番号:21a01061

本件入札説明書に関する質問と回答は以下の通りです。

	質問事項	回答内容	備考
1	入札説明書 第1入札手続 (P2) 契約は国ごとではなく、ロット(銘柄)ごと、つまり1ロット(銘柄)1社、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
2	入札説明書 第1入札手続 (3)共同企業体、再委託について (P.4) ・「再委託は原則禁止」と記載があるが、以下の事項は禁止される再委託に該当するののか。 - 商社がメーカーから機材を購入すること - 商社が納入場所までの輸送業務を輸送会社に委託すること	どちらも禁止する再委託には該当しません。なお、納入場所から仕向空港もしくは最終仕向地までの輸送については、JICAが対応する点補足させていただきます。	
3	入札説明書 第1入札手続 19. 安全保障輸出管理 (P14) (1)1行目に「受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、」とありますが、本件ではこの業務は発生しないという理解でよろしいでしょうか。(1)、(2)、(3)、(4)は受注者の業務となるのでしょうか?	・輸出はJICAが行うため、「入札説明書 第1入札手続 19. 安全保障輸出管理(P14)を修正します。	
4	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (1)供与機材 (P.16) ・各ロットについて、複数の者と契約締結することはありますか。	・各ロットについて、総合点が最も高い1社のみと契約締結を行います。	
5	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (1)供与機材 (P.16) ・2種類の銘柄が列挙されている機材(例:人工呼吸器はロット1とロット2)については、供与する銘柄をどう決定するのでしょうか。	・供与対象国の状況を確認し、供与先機関で一般的に使われているなどの理由によりニーズが高い銘柄を発注することになります。 ・両方ともに活用できる場合には、両ロットにて見積依頼を行い、納期(より早く輸送可能な銘柄)と価格(より安い銘柄)を考慮して、発注先・発注台数を決定します。	
6	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (1)供与機材 (P.16) ・各製品の保証期間はどれくらいですか。 ・保証期間の起算日はいつでしょうか。	・本邦出荷品目・第三国出荷品目に関わらず、全て製品の保証期間は、出荷日(機材が空港を出発した日)から1年間を想定しています。また、保証対応にかかる費用も機材単価に含めてください。	
7	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (3)想定供与機材台数 (P.17) ・想定台数は、1か国に対しての台数でしょうか。 ・想定台数は、過去の類似案件から見込みの台数を決定したのでしょうか。	・想定台数は18か国全体を対象にしたものです。過去の類似支援に基づいた見込み台数として定め、競争を行うために暫定的に定めた台数です。 ・実際の供与台数はそれぞれの状況(感染状況や人口等)によって異なるため、想定数を超える場合も、想定数以下の場合もあり、想定数の発注を約束するものではないことにご留意ください。	
8	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (3)想定供与機材台数 ロット3 (P.17) 説明会の際に1か国1台の場合もあるとご説明いただきましたが、メーカーより1か国あたり最低でも10台の提案をしていたとのこと、この条件は適用されますでしょうか。	・18か国における感染症の流行状況等により異なりますが、ロット3(日本電光 PVM 4763K)については、少なくとも10台以上の発注とすること想定しています。	
9	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (2)供与対象想定国 (P.17) ・対象外国(供与対象想定国にて×印の国)について、供与可能であると判明した場合はどうしますか。	・技術提案書の提出までに判明した場合は、技術提案書にてご提案ください。技術提案書でご提案頂いた供与対象想定国を契約書で定めます。 ・契約締結後に判明した場合は、契約変更で対応します。	
10	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (2)供与対象想定国 (P.17) ・ロット3の医療機器登録の必要性については、誰が確認するのでしょうか。	・受注者が各メーカーと相談の上、該当国における現地の医療機材登録の必要可否を確認することを想定しています。	
11	入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (2)供与対象想定国 (P.17) 供与対象想定国内での利用者(エンドユーザー)の想定を教えてください。	・各国の状況により異なりますが、保健省管轄の病院及び関係者を想定しています。	

12	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (4)想定時期:発注後14日間以内 (P.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体不足のため、台数に関わらず、納期が14日以上となる場合があると考えています。契約締結後、契約書で定める納期を満たすことができない場合、どうなるのでしょうか。 ・想定時期(14日以内)を超える場合は、どうなりますか。また、辞退は可能でしょうか。 ・フォース・マジュール(不可抗力)となる場合はありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全てのロットについて、技術提案書にて、現時点で可能な最速の納期をご提案ください。なお、技術提案書とともにメーカーからの供給保証書をご提出いただく必要があります。同供給保証書にて、納期を明記したものを高く評価します。また、より短い納期を提示した者をより高く評価します。なお、同技術提案書にて明記された納期を“想定納期”として契約書にて定めま す。 ・契約締結後、供与対象想定国に対して機材の供与が必要となったタイミングで、JICAから受注者に対して、契約書にて定めた“想定納期”をベースにしつつ、納入希望日を定めた見積依頼書を提出致します。 受注者は、同見積依頼書を踏まえ、発注時の機材の不足状況などを勘案して、納入可能日を記した見積書をJICAに提出します。 ・見積書の納入可能日を踏まえ、受注者と発注者で相談の上で納期について合意形成が図れた段階で、発注書および発注請書を手交することで、最終的な納入期限を確定します。見積依頼書および見積書の手交段階で、受注者と発注者の間で納期の合意形成が図れなかった場合は、発注に至りません。 ・発注書および発注請書にて定めた納入期限内に受注者が機材を納入できない場合は、延滞遅延金を科すことを想定しています。しかし、発注後、受注者の責によらないフォース・マジュールで納入期限内に機材が納入できなかったと判断された場合には、受注者と発注者で協議の上で、延滞遅延金の対象外とします。 	
13	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (4)想定時期:発注後14日間以内 (P.17)</p> <p>発注後14日以内とありますがLot3についてメーカー様想定納期は現在▲日以内となっています。納期▲日以内としていただけますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロット3(日本電光 PVM 4763K)については、技術提案書にて▲日以内でご提案ください(同ご質問を頂いた者に個別で回答しています)。 ・ただし、メーカーと相談の上で、迅速化の工夫をし、より短い納期を技術提案書うち供給保証書で提示した者により高い評価とすることをご理解下さい。 ・「入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (4)想定時期」(P17)を修正しましたので、併せてご確認ください。 	
14	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (4)想定時期:発注後14日間以内 (P.17)</p> <p>発注後14日以内と明記がございますがCAIRE Inc.は対応できません。発注後■日以内でしたら何とか可能かと存じます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ロット4(Caire社 Newlife Intensity 10)については、技術提案書にて■日以内としてご提案ください(同ご質問を頂いた者に個別で回答しています)。 ・「入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (4)想定時期」(P17)を修正しましたので、併せてご確認ください。 	
15	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5)引渡条件・納入場所 (P.17)</p> <p>引渡条件と納入場所の整合性が取れませんので、修正をお願い致します</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡条件を「本邦指定場所渡し」とする本邦出荷銘柄(ロット1,3)については、受注者が納入場所(成田空港または羽田空港周辺の倉庫を想定)に機材を納入した後、JICA立会検査員及び受注者が立会の上で船積前検査を行います。 ・引渡条件を「仕向地渡し」とする第三国出荷銘柄(ロット2,4,5)については、受注者が納入場所(第三国メーカー最寄りの国際空港の倉庫を想定)に機材を納入した後、JICAが別途手配する輸送業者が納入場所から最終仕向地(機材使用国の病院もしくは保健省倉庫)まで機材を輸送します。ただし、第三国出荷銘柄の検査は、最終仕向地(機材使用国の病院もしくは保健省倉庫)にて、JICA立会検査員(JICA在外拠点関係者)が立会の上で(受注者はオンラインでの参加を想定しています)、納入前検査をします。 ・上記を踏まえ、「入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5),(6)」の記載を修正致しましたので、併せてご確認ください。 	
16	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5)引渡条件・納入場所 (P.17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引渡が仕向地渡しの場合、検査場所及び方法はどちらになりますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・上述の通り、引渡条件を「仕向地渡し」とする第三国出荷銘柄(ロット2,4,5)については、受注者が納入場所(第三国メーカー最寄りの国際空港の倉庫を想定)に機材を納入した後、JICAが別途手配する輸送業者が納入場所(第三国メーカー最寄りの国際空港の倉庫を想定)から最終仕向地(機材使用国の病院もしくは保健省倉庫)まで機材を輸送します。 ・最終仕向地(機材使用国の病院もしくは保健省倉庫)にてJICA立会検査員(JICA在外拠点関係者)が立会の上で(受注者の立会は不要です)、機材の納入前検査をします。 ・上記の基づき、「入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要」の記載ぶりを修正しましたので、併せてご確認ください。 	
17	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5)引渡条件・納入場所 ロット2, 4, 5 (P.17)</p> <p>引渡条件は「仕向地渡し」と記載がある一方で、納入場所は「契約書で定める(第三国メーカーの最寄りの国際空港周辺の倉庫)」となっております。この場合、第三国メーカー工場から最寄りの国際空港までの輸送費のみが必要で、最寄りの国際空港から仕向地までの輸送費は含めなくてよいという理解で間違いございませんでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご理解の通り、引渡条件を「仕向地渡し」とする第三国出荷銘柄(ロット2,4,5)については、受注者は納入場所(第三国メーカー最寄りの国際空港の倉庫を想定)までの輸送をご対応頂くこととなります。 納入場所(第三国メーカー最寄りの国際空港の倉庫を想定)から最終仕向地(機材使用国の病院もしくは保健省倉庫)までの輸送はJICAが行いますので、この輸送に係る費用はJICAが負担します。 	

18	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5)引渡条件・納入場所 (P.17)</p> <p>・ロット2,4,5は第三国メーカー最寄りの国際空港渡りとなっていますが、メーカーの持つ倉庫からの出荷・発送も想定される場合(例:米国→シンガポール)、どうなるか。</p>	<p>・ロット1-5の出荷国/出荷工場地/出荷空港はそれぞれ以下の通り想定しています。 ロット1: 日本/埼玉県大宮市/成田空港または羽田空港 ロット2: シンガポール/マレーシアクアラルンプール/チャンギ国際空港(最終検査をシンガポールで実施し、出荷) ロット3: 日本/東京都品川(大井ふ頭)/成田空港または羽田空港 ロット4: 米国/ジョージア州アトランタ/ハーツフィールド・ジャクソン・アトランタ国際空港 ロット5: 米国/ジョージア州アトランタ/ハーツフィールド・ジャクソン・アトランタ国際空港 ・上記の出荷国/出荷工場地/出荷空港以外の国からの出荷が想定される場合は、技術提案書にてご提案ください。 ・「入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5), (6)」に追記しましたので、併せてご確認ください。</p>	
19	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5)引渡条件・納入場所 (P.17)</p> <p>製品保証に関して、サービス契約は現地保健省-メーカー代理店間の直接契約になる(=応札者の義務はあくまで機材調達及び貴構指定納入場所までの納入に限定される)想定、との理解で宜しいでしょうか? スキームや連絡ルートにつきご教示下さい。</p> <p>また、保証期間と保証内容はメーカー推奨の内容で宜しいでしょうか? 例えば欧米メーカーの場合、日系メーカーと異なり保証対象となるサービスに制限が多いことから、お伺いするものです。</p>	<p>・ご理解の通り、製品保証に関しては、実際の利用者(保健省管轄の施設を想定)と供与対象国内の代理店の間で直接契約を想定しています。よって、供与対象想定国は、メーカーが同国内に代理店を有しているものに限定しております。部品交換や故障の際には、供与対象国内で代理店が対応するうことを想定しています。 ・また、No6の通り、全て製品の保証期間は、出荷日(機材が空港を出発した日)から1年間を想定しています。</p>	
20	<p>入札説明書 第2業務仕様書 2.業務の概要 (5)引渡条件・納入場所 (P.17)</p> <p>落札者による導入時の直接的な設置サポートは不要との理解で宜しいでしょうか? 質問#3同様、スキームや連絡ルートにつきご教示下さい。</p>	<p>ご理解の通り、機材の設置・据付にかかる受注者のサポートは不要です。</p>	
21	<p>入札説明書 第2業務仕様書 3.業務の内容 (6)検査(P18)</p> <p>「第三国メーカーの最寄りの国際空港周辺の倉庫」が納入場所であるロットの場合、どこで納入時検査を実施しますでしょうか。渡航制限等で第三国に行くのが難しい場合、オンラインでの納入時検査は認められますでしょうか。</p>	<p>・上述の通り、引渡条件を「仕向地渡し」とする第三国出荷銘柄(ロット2,4,5)については、最終仕向地(機材使用国の病院もしくは保健省倉庫)にて、JICA立会検査員(JICA在外拠点関係者)が立会の上で、受注者にはオンラインで納入前検査にご参加頂くことを想定しておりますが、柔軟に検討いたします。</p>	
22	<p>入札説明書 第2業務仕様書 3.業務の内容 (6)検査(P18)</p> <p>検査機関は、貴機構にてご手配されるとの理解で宜しいでしょうか? また、「受発注者および発注者の立会いのもとで納入時検査を実施する」とありますが、海外メーカーよりの仕入れを対象とするロットの場合、コロナ禍においては日本側より出張者を検査立会いに派遣することは現実的でなく、また現地駐在員の派遣も極めて困難な状況が想定されます。</p> <p>最悪、落札者よりの立会いが不在となる可能性も考えられる中、立会い要否につきましては、落札者側の内外事情をご考慮の上、柔軟にご対応頂き度、宜しく願い申し上げます。</p>	<p>・ご理解の通り、検査機関はJICAが手配いたします。 ・また、第三国出荷銘柄(ロット2,4,5)の検査に際しては、受注者はオンラインでの参加を想定しておりますが、検査時期の諸々の状況を踏まえて柔軟に検討します。</p>	
23	<p>入札説明書 第2業務仕様書 3.業務の内容 (6)検査(P18)</p> <p>日章旗ステッカーの製品への貼付は、落札者(やメーカー側)では対応不要との理解で宜しいでしょうか?</p>	<p>・引渡条件を「本邦指定場所渡し」とする本邦出荷銘柄(ロット1,3)については、JICAが手配する立会検査員(JICA在外拠点関係者)が検査の上、日章旗・JICAステッカーの貼り付けを行いますので、受注者の貼付けは不要です。</p>	
24	<p>入札説明書 第2業務仕様書 別紙1:機材仕様明細書 0総則 8 (P19)</p> <p>全ての銘柄について、表示言語及び取扱説明書は英語のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>・納入先(仏語圏、ロシア語圏)によって、設定可能な場合は、当該言語に変更し、マニュアルがある場合は追加をお願いします。 ・機材仕様明細書の該当箇所を修正しましたので、併せてご確認ください。</p>	
25	<p>入札説明書 第3.技術提案書以外の提出物(供給保証書) (P.23)</p> <p>・供給保証書のフォーマットは任意でよろしいでしょうか。</p>	<p>・任意のフォーマットで問題ありません。 ・ただし、供給保証書にて現時点の想定納期を明記して頂いた者を高く評価いたします。この点について、「入札説明書 第2業務仕様書 別紙5 発注請書 3.技術提案書以外の提出物(供給保証書)(P.23)」に追記しましたので、併せてご確認ください。</p>	
26	<p>入札説明書 第4 経費に係る留意点 3.その他留意事項 (1) (P24)</p> <p>精算に当たっては、6.経費支払方法(P16)に記載の検査結果通知書(合格)以外にP24 3.(1)に記載の①②③④⑤の書類が必要なのでしょうか。</p>	<p>・本案件では受注者が直接経費を負担することは想定していないため、精算はありません。 ・部分払の請求にあたっては、検査結果通知書(合格)を受領後に支払請求書をご提出頂ければ、それ以外の書類の提出は不要とします。 ・「入札説明書 第4 経費に係る留意点 3.その他留意事項」を削除しましたので、ご確認ください。</p>	
27	<p>入札説明書 第3 技術提案書の作成要領 別紙:評価表(評価項一覧表)</p> <p>説明会の時のご説明から、評価基準としてはメーカーとの関係と納入実績が大きな割合を占めるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・「別紙:評価表(評価項一覧表)」に記載の通り、もっとも評価する評価項目は今般の業務実施の基本方針・実施方針です。具体的には、納期の迅速化に関する工夫を最も高く評価します。</p>	

28	<p>入札説明書 第3 技術提案書の作成要領 別紙:評価表(評価項一覧表)</p> <p>別紙評価表に関して、国外メーカーからの調達に係るロットは三国間取引となることから、日本国内での販売に必須の「高度管理医療機器等販売資格」は、本来不要な資格と理解します(保健所にも確認中)。</p> <p>差し当たり、仮に上述の該当ロットへの応札のみ検討した場合、当該資格要件は応札者に適用されないものと理解して宜しいでしょうか？</p> <p>もし仮に万が一、必須要件として変更されない場合、必要性につき合理的なご説明を頂戴出来ますと幸甚です。</p>	<p>・ロット2については、海外出荷とされていますが、医療機器による保健衛生上の危害の発生の防止に必要な措置を講ずることを期待される医療機器であるため、国内での取り扱いに準じて「高度管理医療機器等販売資格」を必須とします。</p> <p>-ロット4と5については、「管理医療機器等販売資格」を必須要件に変更させていただきます。</p> <p>-なお、本邦出荷のロット1と3については、「高度管理医療機器等販売資格」を必須としています。</p> <p>・「入札説明書 第3 技術提案書の作成要領 別紙:評価表(評価項一覧表)」の該当箇所を修正しましたので、ご確認ください。</p>	
29	<p>入札説明書 第5契約書(案) 第12条(履行遅延の場合における損害の賠償) (P31)</p> <p>履行期間が1年超に渡ることで、今後の政界的なコロナ感染状況によっては、メーカー側の供給能力を予測して、契約において納入可否と納期をコミットすることは非常に困難です。</p> <p>故に、契約締結後の納入義務の履行及び納期遵守に係るペナルティに関しては、貴機構からの個別発注時の「見積依頼書」に対する落札者「見積書」上に記載の“納入可能日”を基準に適用すること、また、個別発注時の「見積依頼書」に対してメーカーの供給能力によっては「納入不可」とする対応が認められる様、(その都度、貴機構と協議して柔軟にご検討頂く対応ではなく)契約書において規定して頂き度お願い致します。</p>	<p>・上記質問回答No12で回答の通り、発注書にて最終的な納入期限を定めます。その旨、「入札説明書 第5契約書(案)」(P37)の通り、契約書に明記することとします</p>	